

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく指定統計（第7号）であって、労働省と三重県が雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうち、労働大臣の指定する約700事業所を対象に行っている。

3 主要調査事項の定義

（1）現金給与額

現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差引く以前の額である。

○「きまつて支給する給与」（定期給与）とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与を含む。

○「所定内給与」とは、「きまつて支給する給与」のうち「所定外給与」以外のもの。

○「所定外給与」（超過労働給与）とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

○「特別に支払われた給与」（特別給与）とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらない労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3ヶ月を超える期間毎に行われるものである。

また、夏季、年末賞与等のように、あらかじめ支給条件は決められているが、その額の算定方法が決定されていないものや、結婚手当等の支給条件、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給されたり、支給事由の発生が不確定なものも含める。

○「現金給与総額」とは、「きまつて支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

(2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のこと。休憩時間は給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待時間は含めるが、本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

- 「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。
- 「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。
- 「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(3) 出勤日数

調査期間中に、労働者が実際に出勤した日数のこと。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時から翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

(4) 常用労働者

- 「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
 - (ア) 期間を定めずに、又は1カ月を越える期間を定めて雇われている者。
 - (イ) 日々又は1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者
- なお、(i)重役・理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して役員としての報酬以外に、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

(5) パートタイム労働者

- 「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。
 - (ア) 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
 - (イ) 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働よりも短い者。
- 「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことである。

(6) 労働異動率

労働異動率は、入職率、離職率について作成している。

「入（離）職率」とは事業所間の流動状況を示すもので、採用（解雇、退職）、出向及び同一企業内の他の事業所からの（への）転勤によって当事業所に入った（を離れた）常用労働者数を、前月末常用労働者数で除した値である。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{月間の増加(減少)労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$$

4 結果利用上の注意

(1) 調査結果の表章

この年報では、事業所規模5人以上と事業所規模30人以上に分けて調査結果を計上している。

(2) 各数値の算定方法

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして、本県内の「規模5人以上のすべての事業所」とさらにその中の「規模30人以上のすべての事業所」に対応するよう復元して算定したものである。

年平均の数値は、実数については1月～12月の数値を各月の常用労働者数で加重平均したものであり、指標については各月の数値の合計を単純平均したものである。

(3) 調査対象事業所

ア) 事業所規模5人以上の調査結果

第一種事業所（常用労働者30人以上の事業所）の約360事業所と第二種事業所（常用労働者5～29人の事業所）の約330事業所を合わせた調査結果である。

イ) 事業所規模30人以上の調査結果

第一種事業所の約360事業所の調査結果である。

(4) 指数のギャップ修正

この調査は、規模30人以上の事業所においては、おおむね3年ごとに調査対象事業所の抽出替えを行っている。

このため、抽出替え時には新旧両事業所を重複調査し、双方の集計結果に生じたギャップについて調整を行うこととしている。

今回、平成11年1月に抽出替えが行われたため、前回の抽出替えを行った月の翌月（平成8年2月）まで遡って指数を修正している。

また、増減率はギャップ修正を行った指数により、平成8年2月から平成10年12月分まで再計算をしている。

なお、既に公表した実数については遡って修正はしないので、時系列比較は指数により行うこととなる。

(5) 指数の基準時更新

指数の基準時（水準を100とする時点）は、原則として5年ごとに更新されることとしており、現在は、平成7年（1995年）=100としている。

今回のギャップ修正（平成11年1月）に伴い、事業所統計調査結果から作成される常用労働者の母集団の更新を行っているので常用雇用指数についても修正している。

なお、増減率についても、基準時更新に伴う再計算を行っている。

(6) 実質賃金指数の算式

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{三重県名目賃金指数 (平成7年基準)}}{\text{三重県消費者物価指数 (平成7年基準)}} \times 100$$

(注) 三重県消費者物価指数は持家の帰属家賃を除く総合

(7) 統計表

鉱業、不動産業は、調査事業所が少ないため表章していないが、調査産業計には含めて表章している。

また、製造業中分類及びサービス業中分類にも調査事業所が少ないため表章していない産業があるが、それぞれの合計には含めている。

また、「F製造業」のうち「F一括」は産業中分類の「F21石油・石炭」「F24なめしかわ」「F32精密機器」をまとめたものである。

統計表の産業名のうち、製造業中分類及びサービス業中分類については次の略称を用いている。

製造業中分類

略 称	製 造 業 中 分 類	略 称	製 造 業 中 分 類
食料品・たばこ	食料品製造業、飲料・たばこ・	ゴ ム	ゴム 製 品 製 造 業
	銅 料 製 造 業	なめしかわ	なめし革・同製品・毛皮 製 造 業
織 維	織維工業（衣服、他の織維 製品を除く）	窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業
衣 服	衣服、他の織維製品製造業	鐵 鋼	鐵 鋼 業
木 材	木材・木製品製造業（家具を除 く）	非 鉄 金 属	非 鉄 金 属 製 造 業
		金 属 製 品	金 属 製 品 製 造 業
家 具	家具・装備品製造業	一 般 機 械	一 般 機 械 器 具 製 造 業

パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	電気機器	電気機械器具製造業
出版・印刷	出版・印刷・同関連産業	輸送用機器	輸送用機械器具製造業
化 学	化 学 工 業	精密機器	精密機械器具製造業
石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	武器、その他	武器製造業、その他の 製 造 業
プラスチック	プラスチック製品製造業		

サービス業中分類

略 称	サービス業中分類	略 称	サービス業中分類
駐車場業、自動車整備業、機械等修理業	駐車場業、自動車整備業、機械・家具等修理業	協 同 組 合	協同組合（他に分類されないもの）
旅 館	旅館、その他の宿泊所	医 療	医 療 業
娛 樂	娯楽業（映画・ビデオ制作業を除く）	社会保険、社会福祉 教 育	社会保険、社会福祉 教 育

(8) 符号の意味

統計表中で用いている符号の意味は、次のとおりである。

「-」——該当数字なし

「0」——単位未満

「*」——調査事業所数が少ないため、統計法第14条に基づき秘匿した箇所